



# 広島県報

号 外  
第 53 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月 額 2,700円

## 目 次

### 人事委員会規則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………二四
- 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則……………二八
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………二九
- 任用に関する規則の一部を改正する規則……………三〇
- 人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則……………三〇
- 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……………三〇
- 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………三三

(以上県法規登載)

## 人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第六号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第十二条を次のように改める。

(号給の決定)

第十二条 新たに職員となつた者の号給は、第九条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められておるときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をもつ職務の最低限度の資格をこえて有する場合においては、この規則の定めるところにより前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

第十三条中「その者の受けるべき初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給」を「その者に適用される同表の初任給欄に定める号給」に改め、「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加え、「号給の額」を「号給」に、「同表の初任給欄の額」を「同欄の号給」に改め、ただし書を削る。

第十四条第一項中「本文」を「第一項」に、「この項」を「以下この項」に、「十八月(第一号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち七年までの年数及び第二号、第三号又は第五号に掲げる者が必要経験年数が七年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち七年から当該必要経験年数を減じた年数をこえない年数のそれぞれの月数については、十二月)」を「十二月(その者の経験年数のうち七年を超える経験年数(第二号、第三号又は第五号に掲げる者が必要経験年数が七年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)」に改め、「切り捨てる。」の下に「に四(新たに職員となつた者が第二十八条第一項に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の下に「(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の

数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給」を加え、同項ただし書を削り、同項第三号中「最低の額に係る号給」を「最低の号給」に改め、及び第二十五条第一項第一号「を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。  
第十四条の二 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

第十五条中「前条第一項の規定による場合」を「前二条の規定による場合」に、「前条第一項の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第十六条中「第十四条」の下に「又は第十四条の二」を加え、「同条」を「これら」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第二十一条の見出し中「又は給料月額」を削り、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第二十三)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「号給の額が」を「号給が新たに職員となつたものとした場合に」に、「額に」を「号給に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条に次の一項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第二十二条の見出しを「降格の場合の号給の決定」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第二十二條第三項中「定められる職員の号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは」を「職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第四項を削る。

第二十三條中「給料月額」を「号給」に改め、第二項第一号中「昭和三十三年四月一日(以下「適用日」という。)(以降に新たに職員となつた者(次号に規定する者を除く。))を

「次号に掲げる者以外の者」に改め、同項第二号中「適用日の前日から引き続き在職する職員及び適用日以降に」を「その初任給の決定について」に改める。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第二十五条から第二十五条の四までを削り、第四章を次のように改める。

#### 第四章 昇給

##### (昇給日)

第二十五条 職員給与条例第六条第一項又は市町立学校職員給与等条例第五条第一項の人事委員会規則で定める日は、第三十条に定めるものを除き、毎年四月一日(以下「昇給日」という。)とする。

##### (勤務成績の証明)

第二十六条 職員給与条例第六条第一項又は市町立学校職員給与等条例第五条第一項の規定による昇給(第三十条に定めるところにより行うものを除く。第二十八条及び第二十八条の二において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

##### (行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員等)

第二十七条 職員給与条例第六条第二項又は市町立学校職員給与等条例第五条第二項の人事委員会規則で定めるものは、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級のもののうち、職員給与条例第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給されるものとする。

2 職員給与条例第六条第二項又は市町立学校職員給与等条例第五条第二項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員のうち、職員給与条例第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給されるものとする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
  - 二 教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
  - 三 教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
  - 四 教育職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
  - 五 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
  - 六 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
  - 七 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
  - 八 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
- (特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第二十八条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの又は前条に掲げる職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)を職員給与条例第六条第一項又は市町立学校職員給与等条例第五條第一項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて特定職員昇給号給数表(別表第二十三の二)に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第二十六条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- 三 勤務成績が良好である特定職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- 五 勤務成績が良好でない職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第五号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 前三項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十一条第三項、第二十三条第三項(第二十四条において準用する場合を含む。)若しくは第三十二条の規定により号給を決定された特定職員の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による

号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)(を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十三条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

第二十八条の二 特定職員以外の職員を職員給与条例第六條第一項又は市町立学校職員給与等条例第五條第一項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第二十九条 職員給与条例第六條第三項又は市町立学校職員給与等条例第五條第三項の人事委員会規則で定める職員は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条に規定する教員のうち大学に勤務する者(以下本条において「大学教員」という。)(又は職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号)第三条ただし書に規定する者(以下本条において「医師等」という。))とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、大学教員にあつては五十八歳と、医師等にあつては六十歳とする。

(特別の場合の昇給)

第三十条 勤務成績の良好な職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て当該各号に定める日に、職員給与条例第六條第一項又は市町立学校職員給与等条例第五條第一項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 あらかじめ人事委員会と協議の上その指定を受けた研修に参加し、成績が良好なものであるとして認定された場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等によつて職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊な施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより、人事委員会の指定する表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少によつて廃職又は過員を生じた結果退職する場合 退職の日
- 四 公務のため死亡し、又は身体に著しい障害を有することとなつた場合 死亡した日又

は身体に著しい障害を有することとなつたことが確認された日  
五 前各号に定めるもののほか人事委員会が特に必要と認める場合 人事委員会の認める日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第三十一条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第三十二条の見出し中「又は給料月額」を削り、同条第一項中「の額」を削り、「初任給」を「当該初任給」に、「額の号給に達するまで上位に」を「号給に」に改める。

第三十三条中「適用日前の正規の試験以外の方法によつて職員となつた者及び」を削る。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「専従許可」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)(」に、「育児休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)(」に、「大学院修学休業」を「教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)(」に、「派遣」を「外国派遣条例第二条第一項若しくは公益法人派遣条例第二条第一項の規定により派遣」に、「給料月額の調整(昇給期間の短縮を含む。)(」を「号給の調整」に改め、「(以下「調整期間」という。)(」を削り、「又は復職等の日から一年以内の第三十条第一項に定める昇給の時期において、その者の給料月額を決定」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、その者の号給を調整」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「給料月額」を「号給」に、「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「級、給料月額及び昇給期間」を「級及び号給」に、「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削る。

第三十五条の二(見出しを含む。)(中「給料月額」を「号給」に改める。

第三十五条の三中(昇給期間の短縮を含む。)(を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十六条の二中「第三十五条第四項」を「第三十五条第二項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第三十六条の三中「給料月額」を「号給」に改める。

別表第一 行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

第一 行政職給料表級別標準職務表

一 知事部局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局

一級

主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

二級

高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

三級

1 主任の職務又はこれに相当する職の職務  
2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職の職務

四級

本庁の主査の職務又はこれに相当する職の職務

五級

本庁の主任主査の職務又はこれに相当する職の職務

六級

1 本庁の室長の職務又はこれに相当する職の職務  
2 本庁の調整監の職務又はこれに相当する職の職務

七級

本庁の困難な業務を行う室長の職務又はこれに相当する職の職務

八級

本庁の局長の職務又はこれに相当する職の職務

九級

本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務

一級

本庁に掲げる機関以外の機関

二級

主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

三級

高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

四級

主任の職務又はこれに相当する職の職務

五級

1 主任の職務又はこれに相当する職の職務  
2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職の職務

六級

本庁の係長の職務又はこれに相当する職の職務

- 五級 本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職の職務
- 六級 1 本庁の室長の職務又はこれに相当する職の職務  
2 本庁の課長代理の職務又はこれに相当する職の職務
- 七級 本庁の課長の職務又はこれに相当する職の職務
- 八級 議会事務局次長若しくは教育委員会事務局本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務
- 九級 議会事務局次長若しくは教育委員会事務局教育次長の職務又はこれに相当する職の職務
- 別表第一第二公安職給料表級別標準職務表を次のように改める。  
第二 公安職給料表級別標準職務表
  - 一級 巡査の職務又はこれに相当する職の職務
  - 二級 1 巡査長の職務  
2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務又はこれに相当する職の職務のうち、人事委員会が認めるもの
  - 三級 1 警察本部の主任の職務又はこれに相当する職の職務  
2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職務
  - 四級 1 警察本部の係長の職務又はこれに相当する職の職務  
2 警察本部の困難な業務を行う主任の職務又はこれに相当する職の職務  
3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職務のうち、人事委員会  
が認めるもの
  - 五級 1 警察本部の課次席若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する職の職務  
2 警察本部の困難な業務を行う係長の職務又はこれに相当する職の職務のうち、人事  
委員会が認めるもの
  - 六級

警察本部の相当困難な業務を行う課次席若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する職の職務

- 七級 1 警察本部の課長の職務又はこれに相当する職の職務  
2 警察本部の部主管課の次席の職務又はこれに相当する職の職務  
3 警察本部の困難な業務を行う課次席若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する職の職務のうち、人事委員会が認めるもの
- 八級 1 警察本部の部長の職務又はこれに相当する職の職務  
2 警察本部の困難な業務を行う課長の職務又はこれに相当する職の職務のうち、人事  
委員会が認めるもの
- 九級 警察本部の困難な業務を行う部長の職務又はこれに相当する職の職務のうち、人事委  
員会が認めるもの
- 別表第一第三教育職給料表(一)級別標準職務表を次のように改める。  
第三 教育職給料表(一)級別標準職務表
  - 一級 大学の助手の職務
  - 二級 大学の講師の職務
  - 三級 大学の助教授の職務
  - 四級 大学の教授の職務
- 別表第二の表を次のように改める。

その他	正規の試験				試験 学歴免許 職務の級
	大学 卒業 程度	短大 卒業 程度	短大 卒業 程度	高校 卒業 程度	
中学卒	○	○	○	○	一級
三	八	六	五・五	三	二級
二	八	一〇	四	七	三級
一六	四	四	四	四	四級
二〇	四	四	四	四	四級
二二	一八	一六	二	二	五級
二四	二〇	一八	二	二	六級
二七	二二	二二	三	三	七級
三〇	二六	二四	三	三	八級
三三	二九	二七	三	三	九級

別表第三の表を次のように改める。

その他	正規の試験		試験 学歴免許 職務の級
	卒業 程度	卒業 程度	
中学卒	高校卒	大学卒	一級
四	〇		二級
六	二		三級
九	五	〇	四級
一四	一〇	五	五級
二〇	一六	六	六級
二二	一八	二	七級
二四	二〇	二	八級
二七	二三	三	九級
三〇	二六	三	

別表第四の表を次のように改める。

職 種	教 授		助 教 授		講 師		助 手	
	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒
学歴免許 職務の級								
一級								
二級								
三級								
四級								

別表第四の備考2を削り、同表の備考1を同表の備考とする。

別表第十一の部の六の項(2)中「大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。)」に改め、同項(2)中「司法試験法による司法試験」を「旧司法試験(平成十四年法律第三十八号附則第七条第一項の規定による司法試験及び旧法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。)」に改め、同項(3)中「第二次試験の」を削り、同項(20)を(21)とし、(14)から(19)までを「一」つ繰り下げ、(13)の次に次のように加える。

(14) 平成十五年法律第六十七号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第一

次試験の合格者

別表第十一の部の二の項(6)中「独立行政法人農業技術研修課程(農林水産省(省名変更前の農林省を含む。))を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。)」に改め、「以前における」の下に「旧農業技術研究所若しくは」を加え、同項(7)中「旧海技大学を含む。」「海技士科」を「海上技術科(独立行政法人海技大学又は旧海技大学の海技士科を含むものとし。)」に改め、同項(11)中「司法試験法による司法試験」を「旧司法試験」に改め、同項(12)中「公認会計士法」を「平成十五年法律第六十七号による改正前の公認会計士法」に改める。

別表十三の備考7中「学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改め、同表の備考9の次に次のように加える。

10 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者については、本表の学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とする。

別表第十四中

一七〇、二〇〇円  
一四八、〇〇〇円  
一三八、四〇〇円  
一三四、〇〇〇円

を

一級二十五号給  
一級十五号給  
一級五号給  
一級一号給

に改める。

別表第十五中

一五六、二〇〇円

を

一級一号給

に改め、同表の備考2を削り、

同表の備考1を同表の備考とする。

別表第十六の表を次のように改める。

助 手			職 種
博士課程修了 (大学六卒後のものに 限る。)	博士課程修了	博士課程修了	学歴免許 初任給
一級三十七号給	一級三十一号給	一級十三号給	
一級十三号給	一級十三号給	一級一号給	

第一項を「備考」に改める。

別表第二十中

一四五、一〇〇円	三三六、七〇〇円
----------	----------

を

一級五号給	一級二十九号給
-------	---------

に改め、同表の備考中「備考」

別表第十九中

一三四、一〇〇円	一三八、五〇〇円	一四九、八〇〇円	一八三、〇〇〇円
----------	----------	----------	----------

を

一級一号給	一級五号給	一級十五号給	二級一号給
-------	-------	--------	-------

に改める。

別表第十八中

一四七、〇〇〇円	一六〇、三〇〇円	一八七、一〇〇円	一六二、四〇〇円	一九〇、五〇〇円	二二一、七〇〇円	二五三、六〇〇円
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

を

一級一号給	一級十一号給	一級二十一号給	二級三号給	二級十三号給	二級二十五号給	二級四十三号給
-------	--------	---------	-------	--------	---------	---------

に改める。

別表第十七中

一四七、〇〇〇円	一六〇、三〇〇円	一八七、一〇〇円	一六〇、三〇〇円	一九〇、五〇〇円	二二一、七〇〇円	二五三、六〇〇円
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

を

一級一号給	一級十一号給	一級二十一号給	二級一号給	二級十三号給	二級三十一号給
-------	--------	---------	-------	--------	---------

に改める。

別表第二十一中

一三八、六〇〇円	一三八、六〇〇円	一五〇、八〇〇円	一六五、〇〇〇円	一三八、六〇〇円	一五〇、八〇〇円	一四四、〇〇〇円	一五〇、八〇〇円	一六五、〇〇〇円	一七六、一〇〇円	一六五、〇〇〇円	一七六、一〇〇円	一六五、〇〇〇円	一七六、一〇〇円	一五〇、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一六五、〇〇〇円	一七六、一〇〇円	一五〇、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一六五、〇〇〇円	一七六、一〇〇円	一九五、五〇〇円	一七六、一〇〇円	一七六、一〇〇円
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

を

一級一号給	一級一号給	一級十一号給	一級十七号給	一級一号給	一級十一号給	一級七号給	一級十一号給	一級十七号給	二級一号給	一級十七号給	二級一号給	二級一号給	一級十七号給	二級一号給	一級十一号給	二級一号給	一級十七号給	二級一号給	一級十一号給	二級一号給	一級十七号給	二級一号給	二級十三号給	二級一号給	二級一号給
-------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	-------

に改め、同表の備考中「初



任給の額」を「初任給欄の号給」に改める。

別表第二十二中

一九六、〇〇〇円
一八六、七〇〇円
一七八、三〇〇円
一五一、五〇〇円

を  
に改め、同表の備考2中

二級十一号給
二級五号給
二級一号給
一級一号給

「初任給欄に掲げる額」を「初任給欄の号給」に、「二〇一、六〇〇円」を「二級十三号給」に、「一九六、〇〇〇円」を「二級九号給」に改め、同表の備考3中「初任給欄に掲げる額」を「初任給欄の号給」に、「一八六、七〇〇円」を「二級五号給」に改める。  
別表第二十三及び別表第二十三の二を次のように改める。

別表第二十三(第二十一条関係)

昇格時号給対応表

行政職給料表昇格時号給対応表 昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	1	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	1	14	14	22	22	18	18	14
31	1	1	15	15	23	23	19	19	15
32	1	1	16	16	24	24	20	20	16
33	1	1	17	17	25	25	21	21	17
34	2	18	18	18	26	26	22	22	18
35	3	19	19	19	27	27	23	23	19
36	4	20	20	20	28	28	24	24	20
37	5	21	21	21	29	29	25	25	21
38	6	22	22	22	30	30	26	26	22
39	7	23	23	23	31	31	27	27	23
40	8	24	24	24	32	32	28	28	24
41	9	25	25	25	33	33	29	29	25
42	10	26	26	26	34	34	30	30	26
43	11	27	27	27	35	35	31	31	27
44	12	28	28	28	36	36	32	32	28
45	13	29	29	29	37	37	33	33	29
46	14	30	30	30	38	38	34	34	30
47	15	31	31	31	39	39	35	35	31
48	16	32	32	32	40	40	36	36	32
49	17	33	33	33	41	41	37	37	33
50	18	34	34	34	42	42	38	38	34
51	19	35	35	35	43	43	39	39	35
52	20	36	36	36	44	44	40	40	36
53	21	37	37	37	45	45	41	41	37
54	22	38	38	38	46	46	42	42	38
55	23	39	39	39	47	47	43	43	39
56	24	40	40	40	48	48	44	44	40
57	25	41	41	41	49	49	45	45	41
58	25	41	42	42	50	50	46	46	42
59	26	42	43	43	51	51	47	47	43
60	26	42	44	44	52	52	48	48	44



61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		
77	35	50	50	69	57	41		
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					
106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表  
昇格した日の前日に受けていた号給

	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	2	1	1	1	2	1	1	1	
11	3	1	1	1	3	1	1	1	
12	4	1	1	1	4	1	1	1	
13	5	1	1	1	5	1	1	1	
14	6	2	1	1	6	1	1	1	
15	7	3	1	1	7	1	1	1	
16	8	4	1	1	8	1	1	1	
17	9	5	1	1	9	1	1	1	
18	10	6	2	1	10	1	1	1	
19	11	7	3	1	11	1	1	1	
20	12	8	4	1	12	1	1	1	
21	13	9	5	1	13	1	1	1	
22	14	10	6	1	14	1	1	1	
23	15	11	7	1	15	1	1	1	
24	16	12	8	1	16	1	1	1	
25	17	13	9	1	17	1	1	1	
26	18	14	10	2	18	1	1	1	
27	19	15	11	3	19	1	1	1	
28	20	16	12	4	20	1	1	1	
29	21	17	13	5	21	1	1	1	
30	22	18	14	6	22	1	1	1	
31	23	19	15	7	23	1	1	1	
32	24	20	16	8	24	1	1	1	
33	25	21	17	9	25	1	1	1	
34	26	22	18	10	26	1	1	1	
35	27	23	19	11	27	1	1	1	
36	28	24	20	12	28	1	1	1	
37	29	25	21	13	29	1	1	1	
38	30	26	22	14	30	1	1	1	
39	31	27	23	15	31	1	1	1	
40	32	28	24	16	32	1	1	1	
41	33	29	25	17	33	1	1	1	
42	34	30	26	18	34	1	1	1	
43	35	31	27	19	35	1	1	1	
44	36	32	28	20	36	1	1	1	
45	37	33	29	21	37	1	1	1	
46	38	34	30	22	38	1	1	1	
47	39	35	31	23	39	1	1	1	
48	40	36	32	24	40	1	1	1	
49	41	37	33	25	41	1	1	1	
50	42	38	34	26	42	1	1	1	
51	43	39	35	27	43	1	1	1	
52	44	40	36	28	44	1	1	1	
53	45	41	37	29	45	1	1	1	
54	46	42	38	30	46	1	1	1	
55	47	43	39	31	47	1	1	1	
56	48	44	40	32	48	1	1	1	
57	49	45	41	33	49	1	1	1	
58	50	46	42	34	50	1	1	1	



59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	54	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	70	58	78			
87	79	75	71	59	79			
88	80	76	72	60	80			
89	81	77	73	61	81			
90	82	78	74	62	82			
91	83	79	75	63	83			
92	84	80	76	64	84			
93	85	81	77	65	85			
94	86	82	78	66				
95	87	83	79	67				
96	88	84	80	68				
97	89	85	81	69				
98	90	86	82	70				
99	91	87	83	71				
100	92	88	84	72				
101	93	89	85	73				
102	94	90	86	74				
103	95	91	87	75				
104	96	92	88	76				
105	97	93	89	77				
106	98	94	90	78				
107	99	95	91	79				
108	100	96	92	80				
109	101	97	93	81				
110	102	98	94	82				
111	103	99	95	83				
112	104	100	96	84				
113	105	101	97	85				
114	106	102	98	86				
115	107	103	99	87				
116	108	104	100	88				
117	109	105	101	89				
118	110	106	102	90				
119	111	107	103	91				
120	112	108	104	92				
121	113	109	105	93				
122	114	110	106	94				

123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126	103	104	101					
127	104	104	102					
128	104	104	102					
129	105	105	103					
130	105	106	104					
131	106	106	104					
132	106	107	104					
133	107	107	105					
134	107	107	106					
135	108	108	107					
136	108	108	108					
137	109	109	109					
138	109	109	110					
139	109	109	111					
140	110	110	112					
141	110	110	113					
142	110	110						
143	111	111						
144	111	111						
145	111	111						